

新潟市音楽文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 13 号

新潟市音楽文化会館条例の一部を改正する条例

新潟市音楽文化会館条例（昭和 52 年新潟市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

（単位 円）

ホール等		ホール	大練習室	中練習室	小練習室
区分					
平日	午前	11,700	1,820	1,430	910
	午後	19,500	3,120	2,210	1,430
	夜間	27,300	4,160	3,120	2,210
	全日	53,300	8,320	6,240	4,160
休日・土曜日	午前	16,900	2,730	2,210	1,300
	午後	23,400	4,550	3,250	2,210
	夜間	35,100	6,240	4,550	2,860
	全日	70,200	12,350	9,490	6,240

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市音楽文化会館条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市音楽文化会館の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。